

# 【アルマ千寿の利用にあたって】

## 【ご利用のいただける方】

当施設は、介護保険における要支援または要介護の認定を受けている方を対象とした施設です。

	自立の方	要支援の方	要介護の方
入所	ご利用できません	ご利用できません	ご利用できます
短期入所（予防を含む）		ご利用できます	
通所リハビリテーション（予防を含む）			
訪問リハビリテーション（予防を含む）			

## 【利用定員】

当施設利用者の定員は、下記の通りに定められております。

	定員	
入所・短期入所（予防を含む）	100名	4人部屋×22室、2人部屋×4室、1人部屋×4室
通所リハビリテーション（予防を含む）	50名	1日の利用者数

## 【運営方針】

適切な医療やリハビリテーションおよび温かい看護や介護を通して、利用者が一日も早く自立した在宅療養ができるよう力を注ぐとともに、地域に密着した医療に充実と向上を目指し、利用者に信頼される施設となるよう運営します。

## 【職員の勤務体制】

### a. 職員数(令和3年4月1日現在)

職種	入所・短期入所	通所	訪問	職種	入所・短期入所	通所	訪問
医師	1名			理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	8名	10名	2名
看護師、准看護師	12名	4名	***	介護支援専門員（ケアマネジャー）	3名	***	***
介護福祉士、介護員	35名	7名	***	支援相談員	2名	***	***
管理栄養士	1名	1名	***	その他職員（栄養士・調理師・運転手・事務職員・他）			

### b. 日勤職員の勤務体制

医師 1名、入所・短期入所職員（看護師・准看護師・介護福祉士・介護員）25名程度

通所リハビリテーション職員（看護師・介護福祉士・介護員）8名程度

および、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、支援相談員、その他職員

### c. 夜勤職員の勤務体制

看護師・准看護師 1名 介護福祉士・介護員 4名

（上記職員の他、早番・遅番等の職員が、夜勤職員の勤務帯（17時～翌9時）に一部勤務しています。）

## 【入所時における協力医療機関】

協力病院：つくし野病院（併設）

協力歯科医院：西本歯科医院（福井市石盛町）

## 【入所時におけるその他の医療機関受診】

あらかじめご相談ください。また、送迎および付き添いはご家族にてお願いいたします。

## 【面会について】

面会時間は、午前9時から午後8時までです。

面会時は、受付にて面会記録簿に必要事項をご記入ください。

食品等の差し入れはご遠慮いただくことがありますので、あらかじめご相談ください。

## 【入所時における衣類の補充および洗濯】

ご家族にてお願い致します。

## 【通所リハビリテーションの営業日および営業時間帯】

月曜日～土曜日 午前9時～午後5時（ただし年末年始は別途決定しお知らせします。）

## 【苦情、ご意見、ご質問について】

苦情やわからない事などがある場合は、遠慮なくお申し出ください。直ちに事実関係を調査・確認の上、お申し出者に対してご説明するとともに、サービス改善のための措置を講じます。施設内に備え付けのご意見箱および電子メールでも苦情・ご意見等を承ります。

- ・E-Mail アドレス alma@senjukai.com
- ・苦情解決責任者 事務長 永山 喜朗
- ・苦情処理担当者 看護部長 牧本 一枝、家族相談室 室長 中村 隆寛  
通所リハビリテーション部 通所リハビリ長 川端 照和
- ・保険者等の連絡先 福井市介護保険課：0776-20-5715 福井県国保連合会：0776-57-1614

## 【介護・診療情報の提供および個人情報の保護について】

当施設では、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、お気軽にお申し出下さい。

### 1. 介護・診療情報の提供

- ◇ ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、ご遠慮なく医師・看護師・支援相談員に質問し、説明を受けて下さい。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

### 2. 介護・診療情報の開示

- ◇ ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、「家族相談室」に開示をお申し出下さい。また、開示・謄写に必要な実費を頂きますのでご了承下さい。

### 3. 個人情報の内容訂正・利用停止

- ◇ 個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◇ 当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができますので職員にお申し出下さい。

### 4. 当施設における個人情報の利用目的

- ◇ 当施設での介護サービス提供に関する利用
- ◇ 介護保険および公費負担介護に関する請求事務および利用料金請求事務のための利用
- ◇ 当施設の管理運営業務
- ◇ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◇ 当施設内にて行われる医療・介護実習への協力
- ◇ 他の医療・介護・福祉施設との連携のための利用
- ◇ 施設賠償責任保険などに係る専門の団体・保険会社等への相談または届出等
- ◇ 外部機関による監査または施設評価等への情報提供

### 5. ご希望の確認と変更

- ◇ 上記のうち同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出下さい。
- ◇ 居室における氏名の掲示を望まない場合にはお申し出下さい。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。
- ◇ 電話あるいは面会者からの、入所等の問合せへの回答を望まない場合にはお申し出下さい。
- ◇ お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- ◇ これらのお申し出後からいつでも撤回、変更等をする事が可能です。
- ◇ ご質問やご相談は、看護部長または個人情報保護相談窓口（家族相談室）をご利用下さい。

## 【当施設ご利用時における利用料金について】

具体的な金額等を②～⑤に示しますが、今後、法改正などの諸事情により変更されることがあります。

## 【「介護保険負担限度認定証」の掲示について】

入所および短期入所（予防含む）サービスをご利用される方で、「介護保険負担限度認定証」をお持ちの方は、必ずご提示下さい。1～3段階の方は、【居住費】、【滞在費】、【食費】において減免を受けることができます。大まかな基準は以下の通りです。

第1段階	生活保護受給者、世帯全体が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第3段階	世帯全員が市町村民税で第1、第2段階に該当しない方
第4段階	上記以外（減免非該当）市町村からの利用料金減免の措置は受けられません。

認定証をご提示いただかない場合、減免いたしませんので、ご了承ください。施設では、減免の該当・非該当の判別ができませんので、各市町村介護保険担当窓口にお問い合わせ願います。